

概要版

誰もが自立してともに暮らすまちをめざして

第5次岐阜市障害者計画



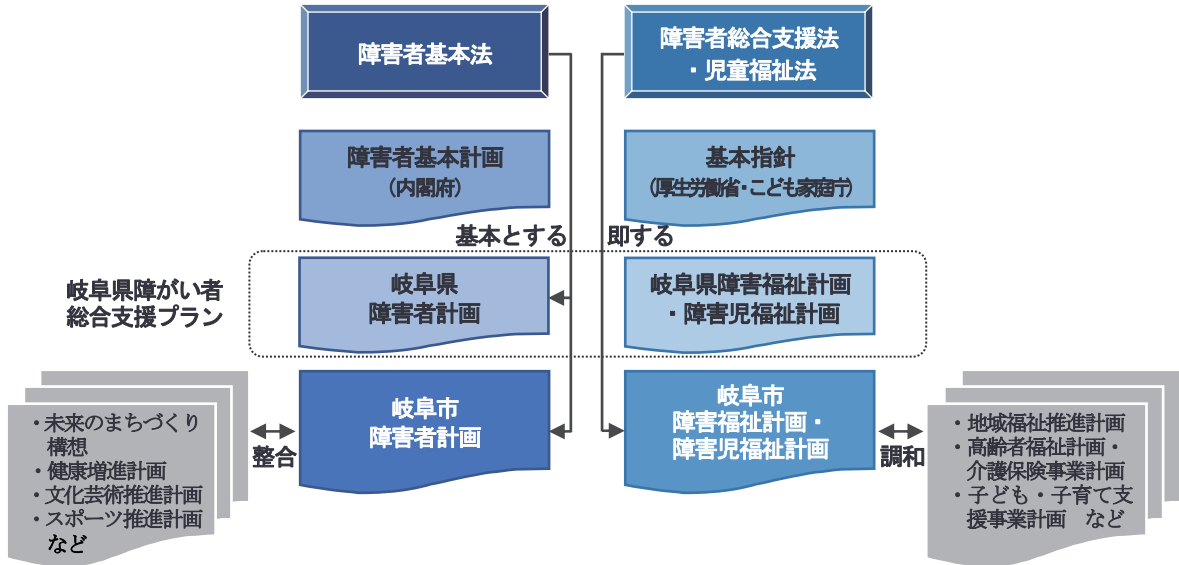
「かわいいおはな」市川 真衣

令和6年3月

I 計画の概要

● 計画の位置付け

- この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、国の障害者基本計画や岐阜県障がい者総合支援プランを踏まえつつ、岐阜市における障がい者施策の基本方針などを示すもので、「岐阜市未来のまちづくり構想」をはじめ、岐阜市地域福祉推進計画、ぎふ市民健康基本計画など、関連する計画と整合を図りつつ、策定し、推進していきます。



● 計画の範囲

- この計画における障がいのある人とは、身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人、発達障がいのある人、難病患者、小児慢性特定疾病患者等です。
- この計画は、福祉のみならず、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、障がい者施策全般について示すものであり、その推進にあたっては、障がいのあるなしにかかわらず、広く市民の理解と協力が不可欠であるため、岐阜市民のすべてが対象となります。

● 計画の期間

- 計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年
第5次岐阜市障害者計画					
第7期岐阜市障害福祉計画 第3期岐阜市障害児福祉計画					

※岐阜市障害福祉計画・障害児福祉計画は、この計画の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有している計画です。

2 基本理念

障害者権利条約や障害者基本法などの理念にあるように、すべての人は、平等であり、障がいのあるなしにかかわらず、個人として等しく尊重されるべきです。

私たちの暮らす岐阜市において、市民一人ひとりがこのような理念を持ち、障がいのあるなしにかかわらず、相互に思いやる心豊かな地域社会を築くため、これまで、先人たちによりたゆまぬ努力が重ねられ、「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の制定に至りました。

しかしながら、障がいのある人は、今なお差別され、偏見を持たれることがあり、関わらないようにしようとする意識を持たれることもあります。これらの多くは、障がいや障がいのある人に対する理解の不足から生じるものです。

障がいのある人が地域社会の主体として日常生活や社会生活をおくるためには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深め、あらゆる社会的障壁を取り除く必要があります。また、障がいのある人にも障がいを理由とした心の壁があるとすれば、それを取り除く必要もあります。障がいのある人とない人とが理解し合い、ともに暮らすことは、心豊かな地域社会を形成する上で、とても大きな意味を持ちます。

岐阜市では、国際連合による障害者権利条約の採択以前に策定した第2次計画に「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を掲げて以降、これをもとに障がい者施策の推進を図ってきました。

この計画においても、これを継承し、障がい者施策の一層の推進を図ることにより、障がいのある人とない人とが理解し合い、ともに暮らす、心豊かな地域社会の形成をめざします。

誰もが自立してともに暮らすまちをめざして

「自立」の考え方について

「自立」とは、障がいのある人が、他からの助けを受けずに自分の力で生活するというだけでなく、自らの希望により他からの助けを受けて生活することも含むものと考えます。したがって、自助、互助、公助の3つを組み合わせることにより、障がいのある人が自ら希望する生活をおくることも「自立」と捉えます。また、自ら希望を表明できない場合であっても、そのことをもって「自立」の可能性を否定するものではありません。

3 基本目標

基本目標Ⅰ 障がいのある人が参画するまちづくり

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、日常生活や社会生活をおくるためには、地域社会の主体として活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の普及を図りつつ、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に一層努め、障がいを理由とする差別の解消の推進や障がいのある人に対する虐待の防止など、権利の侵害の防止に取り組みます。

また、生涯を通じて障がいのある人が地域社会の主体として活動できるよう、障がいのある児童生徒の教育や療育の段階からの支援の充実を図るとともに、スポーツや文化芸術活動などの社会活動への参加を促進します。

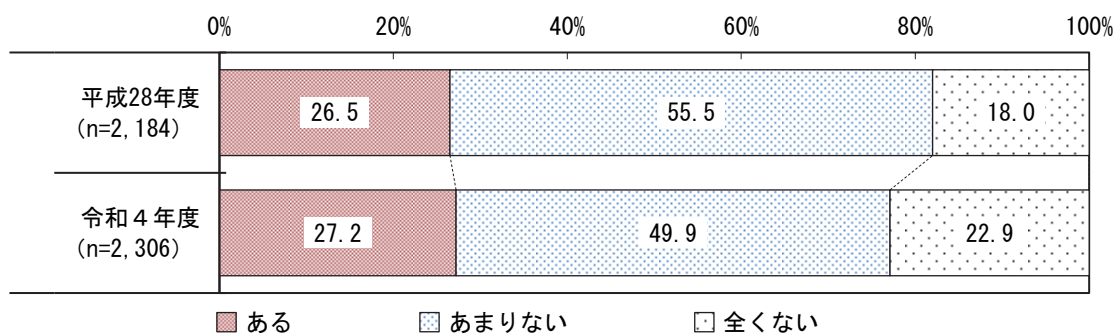
さらに、施設や移動、情報のバリアフリー化に取り組むなど、ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

指 標	現状（令和4年度）	目標（令和11年度）
理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合 ※1	27.2%	30%以上
配慮等好事例情報提供件数（累計）※2	11件（前期6年間）	100件以上

※1 障がいのある人を対象に実施する実態調査において、理解や配慮がありよかったと感じたことがあると回答した人の合計の割合で、令和4年度の実態調査結果からの向上をめざします。

※2 障がい者配慮促進事業等で収集した好事例の情報提供件数で、令和11年度までに累計100件以上をめざします。

○ 理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合の推移



基本目標Ⅱ 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、日常生活や社会生活をおくるためには、生活の場を自ら選択、決定するとともに、そこでの生活を持続していく必要があります。

そのため、相談支援体制の充実や障害福祉サービス、保健・医療サービスの提供など、生活に必要な支援に取り組みます。なお、障がいのある人の生活支援にあたっては、障がいの重度化や重複化、障がいのある人とその家族の高齢化、親なき後などを見据え、適切な対応に努めます。

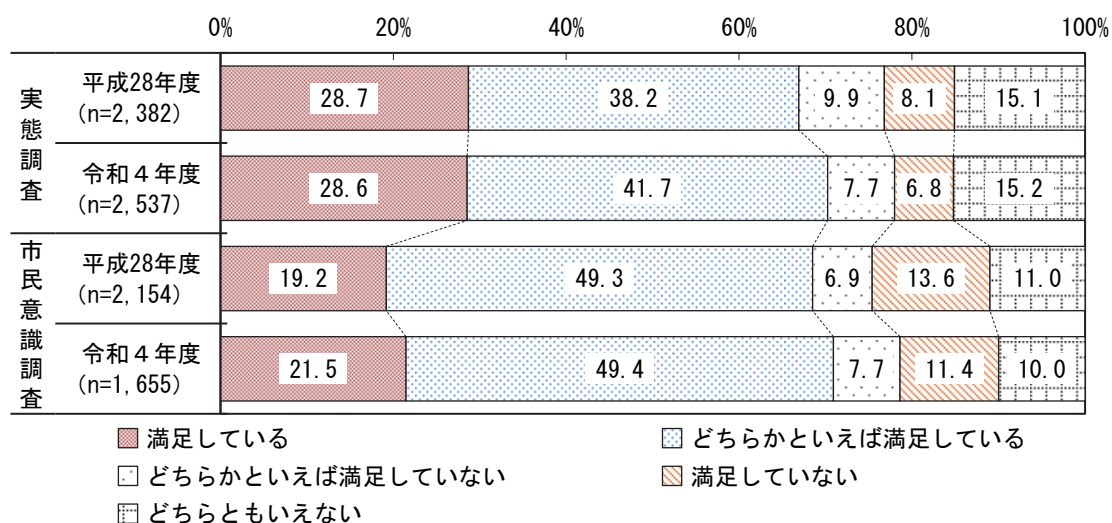
また、地震や集中豪雨による大規模災害の発生などにより、防災に対する意識が高まっていることから、障がいのある人を災害から守る取り組みを一層推進するとともに、犯罪や事故などからも守る取り組みを推進します。なお、身近な地域におけるこれらの取り組みを円滑にするため、地域における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に努めます。

指 標	現状（令和4年度）	目標（令和11年度）
生活に満足している障がいのある人の割合 ※1	70.2%	市民意識調査における生活に満足している人の割合と同程度以上
地域に向けた啓発活動への参加者数（累計） ※2	14,746 人（前期6年間）	20,000 人以上

※1 障がいのある人を対象に実施する実態調査において、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合で、市民すべてを対象に毎年度実施する市民意識調査（岐阜市）の結果を上回ることをめざします。

※2 障がい者理解啓発推進事業等で実施した講演会等への参加者数で、令和11年度までの6年間で累計20,000人以上をめざします。

○ 生活に満足している障がいのある人の割合の推移



基本目標Ⅲ 障がいのある人が働きやすいまちづくり

障がいのある人が、自ら選択した生活の場所で自立した生活をおくるためには、就労が重要となります。

そのため、障がいのある人の働く意欲の醸成を図るとともに、一般就労や福祉的就労の機会の確保や工賃の向上などによる就労定着に取り組めます。なお、障がいのある人の一般就労を円滑にするため、職場における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に努めるなど、雇用機会の拡大や働き方の多様化、職場環境の改善を図ります。

指 標	現状（令和4年度）	目標（令和11年度）
障害者雇用率 ※1	2.1%	法定雇用率以上
平均工賃（月額） ※2	A型：73,378 円（令和3年度） B型：17,718 円（令和3年度）	全国平均以上

※1 岐阜圏域（岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡）の民間企業における雇用率で、法定雇用率（令和4年度で2.3%、令和6年4月から2.5%、令和8年7月からは2.7%の予定）の達成をめざします。

※2 就労継続支援A型・B型事業所における平均工賃の月額で、全国平均（令和3年度 A型：81,645 円 B型：16,507 円）以上をめざします。

基本目標Ⅰ 障がいのある人が参画するまちづくり

(1) 理解の啓発と差別の解消

施策1 理解の啓発と配慮の促進

- 「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の普及とともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の一層の促進に向け、障がい者関係団体と連携して啓発活動の充実に取り組みます。
- 白杖SOSシグナルのシンボルマークやヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解の啓発に努めるとともに、配慮の好事例の周知や「インクルーシブアドバイザー」の活用の拡大等により、障がいのある人への配慮の一層の促進を図ります。

施策2 差別の解消と虐待防止の推進

- 障害者差別解消法や「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」などにに基づき、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の一層の促進に努めるなど、障がいのある人に対する差別の解消の推進に取り組みます。
- 障がいのある人の権利や財産を守るため、人権や虐待防止に関する啓発に取り組むとともに、関係機関と連携し、成年後見制度の活用の促進を図ります。

(2) 教育・療育の充実

施策3 学校教育の充実

- 福祉教育や学校施設のバリアフリー化などに取り組み、障がいのある児童生徒ができる限り障がいのない児童生徒とともに学ぶインクルーシブ教育の推進に努めます。
- 教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいのある児童生徒に応じた適切な教育の提供に努めます。

施策4 療育の充実

- 切れ目のない支援を実現するため、児童発達支援センターを核に、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを提供する事業所における発達支援の質の向上に努めるとともに、福祉と教育、保健・医療等との連携を図り、医療的ケアを必要とする障がいのある児童の支援などに取り組みます。
- 岐阜市子ども・若者総合支援センターの機能のさらなる充実を図るとともに、岐阜県発達障害者支援センターと連携し、発達障がいや発達に遅れのある児童の総合的かつ継続的な支援に取り組みます。

(3) スポーツ、文化芸術活動の推進

施策5 スポーツの推進

- 障がい者スポーツを推進し、障がいのある人がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりに取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めます。

施策6 文化芸術活動の推進

- 障がい者芸術祭や生涯学習「長良川大学」を実施するなど、障がいのある人が、文化芸術に親しみ、読書を含む生涯学習に取り組むための環境づくりを推進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めます。

(4) ユニバーサルデザインの推進

施策7 施設の利用に関するバリアフリー化の推進

- 障がいのある人をはじめ、誰もが快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、市有建築物や公園などの公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の啓発に努め、障害者支援施設をはじめとする民間施設におけるバリアフリー化を促進します。

施策8 移動に関するバリアフリー化の推進

- 障がいのある人をはじめ、誰もが円滑に移動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、道路や公共交通施設などのバリアフリー化を推進します。
- ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の啓発に努め、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

施策9 情報に関するバリアフリー化の推進

- 障がいのある人をはじめ、誰もが生活に必要な情報を適切に入手し、活用できるよう、行政情報の充実、発信に努めます。
- 障がいのある人が、生活する上で適切な情報の入手や意思疎通ができるよう、また、障がいの有無にかかわらず読書環境を享受できるよう、点訳・音訳サービスや手話、要約筆記など、障がいの特性などに配慮した支援に取り組みます。

基本目標II 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり

(5) 生活支援の充実

施策10 相談支援の充実

- 地域の核となる基幹相談支援センターの機能強化に取り組むとともに、相談支援機関との連携を図ることにより、相談支援体制の充実に努めます。
- 生活に関する各種相談や複雑・複合化した問題の相談に対応するとともに、岐阜市子ども・若者総合支援センターと岐阜県発達障害者支援センターとの連携を図り、発達障がいや発達に遅れのある子ども・若者等に関する相談に対応します。

施策11 在宅を中心としたサービスの充実

- 障がいのある人の日常生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービス、外出支援サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援、外出支援に関する施策を推進します。
- これらのサービスを適切に提供するため、サービス提供事業所における人材の育成と確保を促進します。

施策12 重度化・高齢化等への対策

- 重度や重複した障がいのある人の日常生活を支えるため、訪問系サービスや外出支援サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援、外出支援に関する施策を推進します。
- 地域生活支援拠点等の機能の段階的な充実に向け、障がい者関係団体と協議するなど、障がいのある人の親なき後などを見据えた取り組みを推進するとともに、短期入所や日中一時支援の充実を図ることなどにより、重度や重複した障がいのある人を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援（レスパイトケア）に取り組みます。
- これらのサービスを適切に提供するため、サービス提供事業所における人材の育成と確保を促進するとともに、介護保険サービスへの移行の調整に努めます。

施策13 住まいの確保と充実

- 障がいのある人が、自ら望む場所で日常生活をおくることができるよう、施設入所支援はもとより、地域移行支援などのサービスの適切な提供に努めます。
- グループホームの整備や民間賃貸住宅の利用促進などにより、住まいの確保を図るとともに、住まいのバリアフリー化などの支援に取り組みます。

(6) 保健・医療の提供

施策14 保健サービスの充実

- 乳幼児健康診査などにより、発達に遅れや障がいのある児童の早期発見に努め、適切な支援につなげます。
- 健康づくりの推進などにより、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見、介護の予防を促進するとともに、関係機関と連携し、心の健康づくりに取り組みます。

施策 15 医療サービスの充実

- 障がいのある人が適切な医療サービスや医療的ケアを受けられるよう、医療費の負担軽減や適切なサービスの提供に努めます。

(7) 安全・安心な地域づくり

施策 16 防災・防犯対策の推進

- 障がいのある人を大規模災害から守るため、避難行動要支援者名簿登録の促進や福祉避難所の確保、住まいの耐震化の促進など、防災対策の一層の推進に努めます。
- 障がいのある人を火災や事故、急病などから守るため、消防体制などの充実を図るとともに、地域や警察と連携を図り、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから守ります。

施策 17 地域・ボランティア活動の推進

- 障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すとともに、見守り活動や助け合い活動、ボランティア活動などを促し、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりの強化を図ります。
- 障がいのある人の孤立化を防止するため、安否確認に努めるとともに、地域のさまざまな活動に参画し、さまざまな人が交流できる環境づくりを推進します。

基本目標Ⅲ 障がいのある人が働きやすいまちづくり

(8) 雇用・就労の促進

施策 18 一般就労の促進

- 就労移行支援等の充実や障がいのある人の働く意欲の醸成、多様な働き方の促進を図り、就労機会の拡大に努めます。
- 民間企業等における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進を図り、雇用機会の拡大に努めます。

施策 19 福祉的就労の充実

- 一般就労の困難な障がいのある人に福祉的就労の場を提供するため、農業分野での就労を促進するなど、就労継続支援（A型・B型）サービスなどの充実を図るとともに、一般就労を含め、働き方を選択できるよう支援します。

施策 20 就労定着への対策

- 障がいのある人の一般就労の継続を図るため、民間企業等における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に努めます。
- 福祉的就労の継続や工賃の向上を図るため、障害者就労施設等で作られる製品等の販路の確保、拡大とともに、優先調達の一層の推進に努めます。

5 計画の推進

- ・基本目標ごとに設定する指標のデータを定期的に把握し、そのデータの分析結果と取り組みの進捗状況等を合わせて検証し、障がい者施策の充実、見直し等を図る手法（EBPM：確かな根拠に基づく政策立案）により、この計画の進捗管理を実施します。
- ・さらに、岐阜市障害者施策推進協議会において指標や取り組みの進捗状況を報告して意見等を聴取し、必要に応じて、障がい者施策の見直しを行うなど、適切で効果的な施策展開に努めます。